

学校法人近畿大学役員及び評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人近畿大学における役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）報酬等とは、報酬、退任慰労金その他役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち教職員を兼ねる者については、職員の給与として支給されるものを含まない。
- （3）費用とは、役員又は評議員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）役員 報酬及び退任慰労金
- （2）評議員 報酬

（報酬の算定方法）

第4条 役員及び評議員の報酬は年俸制とし、年俸額は、別表1に定める号俸表の範囲内で、学長・常任理事の合議のうえ、理事長の承認を経て決定する。

（退任慰労金）

第5条 役員が退任した場合は、別表2に定める算式により算出される額の退任慰労金を支給する。ただし、退任慰労金を減額すべき合理的理由が認められるときは、理事会の決議により減額することができる。

（就任又は退任等における報酬の取扱い）

第6条 報酬計算期間（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の途中で新たに役員又は評議員に就任した場合、又は退任等の場合における当該計算期間の報酬は、日割計算等を行わず、就任又は退任月を支給対象に含めて、年俸額の月割りとして計算する。

2 報酬計算期間の途中で報酬額を変更した場合、日割計算等を行わず、変更をした月の翌月から、変更後の報酬額を適用する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 原則年2回とし、毎年6月及び12月に分けて支給する。ただし、月額支給を希望する場合は、年俸額を月割りして支給することができる。

(2) 退任慰労金 退任の日後、遅滞なく支給する。

2 報酬等は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員及び評議員には、別に定める旅費基準に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって私立学校法に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表する。

(臨時緊急措置)

第10条 学園の経営が著しく低迷した場合、又は社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬等の減額等の措置を取ることがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議により行う。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定に従うものとする。

附 則 (令和7年4月1日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 平成29年10月1日制定の役員報酬規程並びに昭和62年11月1日制定の名誉学長、顧問、評議員の報酬及び旅費に関する内規は、この規程施行の日をもって廃止する。

3 前2項の規定にかかわらず、令和7年度定時評議員会終結までの間は、なお従前のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、令和7年度定時評議員会の前後を通じて報酬を受けるものについては、当該評議員会に係る月の報酬は、当該評議員会前に適用される報酬基準をもって計算する。

5 第5条及び別表2の退任慰労金の計算において、この規程施行前の在任期間に係る算定基礎額は50万円とする。

別表 1（報酬）

号俸	年俸額
1	120 万円
2	360 万円
3	600 万円
4	840 万円
5	1,080 万円
6	1,200 万円
7	1,500 万円
8	1,800 万円
9	2,100 万円
10	2,400 万円
11	2,700 万円
12	3,000 万円
13	3,300 万円
14	3,600 万円
15	3,900 万円

別表 2（退任慰労金）

在任期間における各年度の基礎額を積み上げて合計した金額

※基礎額は、在任期間中の各年度の適用号俸に基づく年俸額の 1/12 とし、かつ、その下限を 50 万円とする。

※在任期間は、役員就任から退任までの通算年数とし、1 年未満の端数月は、1 年として計算する。